

## 宅地建物取引士変更登録申請書について

(R5.10)

宅地建物取引士として登録を受けている者は、次の登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更登録を申請しなければなりません。

提出部数： 1 部	
提出先： 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階 (お車でお越しの方は、県庁構内駐車場に駐車することが出来ます。守衛に「建築住宅課」と申し出てください)  ※郵送可 (取引士証を同封する場合は簡易書留)	
受付時間： 持参の場合 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 午前8時30分～午後12時 ・ 午後1時～午後5時00分	
変更内容	提出書類
氏名の変更	①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ②戸籍抄本又は謄本1通 (変更年月日記載のもので、新姓・旧姓のつながりがわかるもの) ※取引士証を持っている場合、取引士証の書換が必要になります。 変更登録後、次のいずれかの団体へ「取引士証書換交付申請書」を提出してください。 (公社)山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL:055-243-4300 (公社)全日本不動産協会山梨県本部 甲府市德行3丁目13番25 TEL:055-223-2103
住所の変更	①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ②住民票抄本1通 (個人番号の記載がなく、かつ住所変更年月日がわかるもの) ※やむを得ず、個人番号の記載されている住民票を添付する場合には、恐れ入りますが、黒の油性マーカー等で個人番号をご自身でマスキング (塗りつぶし) して添付してください。 ※市町村合併等による住所変更は「住居表示通知書」(市町村発行)で対応可能 ※住所が複数回変更されている場合には、住民票抄本を <b>戸籍の附票</b> に代えることで手続き可能。この場合「(別紙)複数回住所変更用」も記載してください。 ③取引士証 (現に有効な取引士証を持っている場合、裏書訂正します) ※取引士証を郵送する場合は、 <b>簡易書留代金分 (434円) の切手を貼付した定形の返信用封筒を同封</b> してください。
本籍の変更	①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ②戸籍抄本1通 (本籍変更年月日がわかるもの)
勤務先の変更	①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ②就職の場合は雇用証明書、退職の場合は退職証明書 (様式は任意)

※ 勤務先の変更における雇用・退職証明書以外の添付書類は、発行日から3ヶ月以内のもの。

**お問い合わせ・提出先**

〒400-8501  
 甲府市丸の内1-6-1 別館3階  
 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当  
 TEL 055-223-1730

勤務先の雇用証明書・退職証明書（例）

雇用証明書（例）

氏名 山梨 太郎  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって当社に入社し、現在に至っていることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県甲府市丸の内1-〇-〇  
〇〇〇〇株式会社  
山梨県知事免許（〇）第〇〇〇〇〇号

代表取締役 〇〇 〇〇

代表  
取締役  
印

退職証明書（例）

氏名 山梨 太郎  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって当社を退職したことを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県甲府市丸の内1-〇-〇  
〇〇〇〇株式会社  
山梨県知事免許（〇）第〇〇〇〇〇号

代表取締役 〇〇 〇〇

代表  
取締役  
印